

産業厚生常任委員会会議録

(質疑応答のみ)

令和6年6月12日

(開会宣言 午前 9 : 5 7)

委 員 長

それでは、全員おそろいですので始めていききたいと思います。

本日は、付託された議案 5 議案の審査と、あと審査終わってから、所管事務調査の協議と、あと視察関係について協議を行っていききたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議長挨拶をお願いします。

議 長

(挨拶)

委 員 長

それでは、町長挨拶をお願いします。

町 長

(挨拶)

委 員 長

本日は、委員全員が出席されております。

また、議長に御同席いただき、説明のため、町長、副町長、教育長、両統括幹、各課長及び会計管理者の出席を求めました。

なお、職務執行のため、議会事務局長を出席させております。

議案の審議に先立ち、6月3日に全員協議会における質問の回答を健康福祉課長に求めます。

健康福祉課長

6月3日の全員協議会にて、竹仲議員からありました質問事項について、回答させていただきます。

質問の内容としましては、管理者の兼務範囲の拡大について管理者がその責務を果たせるかどうか。どのようにして判断を行うかという御質問でした。

回答としましては、事業所から町へ申請がありますので、申請内容や聴き取りによって事業所の実態や事業所間の距離等を確認しながら、条例に規定の管理者の責務である職員の管理、サービス申込みに係る調整、業務の実施状況の把握などの業務に支障が生じないか。それぞれの事業所の個別の事情により、町が判断することとなります。

以上です。

委 員 長

この件について質疑はありませんか。特にないですか。

それでは、去る6月3日、本委員会に付託されました議案についての審議に入ります。

付託議案は、会議次第に記載されているとおり、議案第44号から議案第48号までの5議案で、議案の説明については、6月3日の全員協議会において理事者から説明を受けておりますので、本委

員会における議案の説明は省略し、質疑から入りたいと思います。

これに、御異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

委員長

それでは、議案第44号 美浜町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

それでは、本議案について質疑はございませんか。

副委員長。

副委員長

改正内容の(1)のところで、介護支援専門員1人当たりの取扱件数の見直しというところで、以前は、35人やったやつが、44人になったということで、恐らくこの介護支援専門員の人が不足しているというところで、取扱件数の見直ししたと思うんですけど、その利用者にとってはいいかもしれないんですけど、ただ、その介護支援専門員の人らには、また負担が増えるということが想定されるんですけど、町としては、この取扱件数は44人に増えたけど、ある程度、その町内のその施設に関しては何人ぐらいまでで取り扱っていくとか。そこら辺、何かあれば教えてください。

委員長

健康福祉課長。

健康福祉課長

今の介護支援専門員1人当たりの取扱件数の見直しでございますが、今回は、要支援者数の、今まで介護支援専門員、指定居宅介護支援事業所に関しては、要支援者のケアプランというのは、委託でなければ受けてなかったんです。もともと地域包括支援センターは、町で全部してまして、町で受けきれないものを各事業所に委託をお願いしていたと。それを今回は直営でできるようになったということで、新規で作られた基準になっています。今回は。今まで委託は上限値がありませんでした。それをしっかりケアプランを立てられるようにということで、国のほうが、直営の場合はこれだけの人員でしなさいよという基準がありまして、このぐらいであれば、国としても十分しっかりしたケアプランが立てられるだろうという上限値が決められましたので、町としてもこの数字を基準として取扱いをしていただくようお願いしていきたいと思っております。

委員長

副委員長。

副委員長	次、（３）の介護支援専門員の公正中立性確保のための取組の見直しというところで、恐らく、これ本来やったら毎月、その利用者に説明せんなんあかんかったことが、この努力義務になるというところで、しなくてもよくなったというような解釈をすればよろしいんですか。
委員長 健康福祉課長	健康福祉課長。 こちらなんですけれども、サービスを受ける前に、サービス事業所が町内にもいろいろありますけど、その事業所がどのぐらいの人を抱えているかということを説明しなさいと。これ公立中立性といいまして、介護支援専門員は、公平に手配をしなければいけないということになっているんですけれども、逆に、説明をし過ぎることによって、人気のあるところに人が寄ってしまうというのと。あと、介護支援専門員さんのほうから国のほうに上がっているのが、説明の負担が大き過ぎるということで、その２点がありまして、今回は努力義務に、義務化から努力義務に落としたという制度の改正でございます。
委員長	ほかに質疑はございませんか。 高橋委員。
高橋委員	先ほどの幸丈議員の質問に引き続きまして、新しく改正内容（１）のところなんです。今までは、こういう表記は適用されるということにはなかったというふうに、今、理解したんですけれども、この規則ができることによって、この規定ができることによって、どういう影響が出るのかなと。一番最後に湖岳の郷だとか、社会福祉協議会の支援事業所って書いてありますが、具体的にそこに与える影響というのは、何かあるんでしょうか。
委員長 健康福祉課長	健康福祉課長。 湖岳の郷さんに関しましては、予防のケアプランを立てる事業所の認定はまだ受けていませんので、受けることになると、この４４人というのが適用になるということになります。 現状としては、予防は今、町の地域包括から委託になっていますので、各事業所のケアマネさんの状況によって受けていただけるか、いただけないかを、個別に判断していただいて、受けれるということであれば、うちのほうから委託を出すような形になっております。

委 員 長	高橋委員。
高橋委員	今おっしゃった受けれるか、受け入れないかという判断を事業所がやるということですけど、事業所は、この規定を見て、受けれるかと、そういうふうに判断をしてくださいと、そのための基準ですと、そういう理解でいいですか。
委 員 長	健康福祉課長。
健康福祉課長	今、現状としては委託ですので、この数字を基準に事業所が考えるというよりも、事業所自体のケアマネさんの経験とか、どのぐらいの今、許容があるかというのを判断しながら、委託を受けていただいている状況で、実際、例えば湖岳の郷さんが直営で、こういう事業をしたいということで、指定を受けることになれば、この44人という数が適用になるということでございます。
委 員 長	よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。
辻井委員	辻井委員。 一番下の（5）番になります。指定委託サービス事業者等との連携によるモニタリングというのあるんですけども、これは、訪問に加えてテレビ電話装置等による実施も可能にすると書いてあるんですけども、現在、このテレビ電話装置というのは、美浜町にあるのか。また、今後、これの計画があるのか。ちょっとお聞きします。
委 員 長	健康福祉課長。
健康福祉課長	現在はございません。今できた制度でございますので、これから、こういう形になっていこうかと思えます。
委 員 長	辻井委員。
辻井委員	もし、テレビ装置とかついた場合には、これはやはり在宅の支援者等の負担金もかかってくるのではないかと思いますけども、その辺のところはいかがですか。
委 員 長	健康福祉課長。
健康福祉課長	既存の、これは制度的にはお家に多分インターネットがあって、通常いうZ o o mとかっていうシステムがあればできるような状況やと思います。 それとプラスして、本人さんが同意するとか、そういう仕組みが使えるかということが条件となっておりますので、将来的にあって、その方が使えるのであれば、こういうモニタリングも可能になって

くるかなと思います。

委 員 長 辻井委員。

辻井委員 やはり介護の問題、これから、いろいろ経費とかもかかってくるかと思いますが、そのところは、やはり計画的に、あまり負担に、受託者にならないように、計画をお願いしたいと思います。

以上です。

委 員 長 ほかにございませんか。

(なしの声あり)

委 員 長 質疑がないようでしたら、これで、議案第４４号についての質疑を終わります。

次に、議案第４５号 美浜町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本議案について、質疑はございませんか。

副委員長。

副委員長 現在の介護支援専門員と主任介護支援専門員の数を教えてください。

委 員 長 健康福祉課長。

健康福祉課長 今、予防事業所に関してでいきますと、うちになりますので、主任ケアマネさんはお一人になっています。

以上です。

委 員 長 副委員長。

副委員長 主任の介護支援専門員が一人おって、介護支援専門員は、今ゼロということよろしいですか。

委 員 長 健康福祉課長。

健康福祉課長 主任さんは一人で、介護支援専門員は、今、職員としては２人ですかね、ちょっと確認させてもらいます。たしか２人やったと思います。すみません。

委 員 長 正確な回答が必要やと思いますので、４５号のちょっと質疑が終わったときに、一旦休憩を取らせてもらって、調べていただけますかね。

ほかに質疑はございませんか。

(なしの声あり)

委員長

ないですかね。

それでは、先ほどの回答の件もありますので、暫時休憩いたします。

(休憩宣言 午前 10 : 14)

(再開宣言 午前 10 : 18)

委員長

それでは、再開したいと思います。

先ほどの回答は明確にできるでしょうか。

健康福祉課長。

健康福祉課長

専門員さんはお二人です。

委員長

二人、二人ということで。

ほかにございませんか。

高橋委員。

高橋委員

もう一度確認するんですけど、この規定を適用される事業所というのは、一番後ろに書いてあります美浜町地域包括支援センター、ここの運営において、この規定が適用されることになります。そういう理解でいいんですね。

委員長

健康福祉課長。

健康福祉課長

今、(1)の規定でいきますと、指定居宅介護支援事業者が、介護予防支援の事業所指定を受ける場合って書いてありまして、これは、湖岳の郷さんが指定居宅介護支援事業者になっております。ここが受ける場合は、こういう規定がありますよ。

ただ、うち、美浜町、今現状、この予防支援事業所というのは、もう美浜町の地域包括支援センターしかございません。地域包括支援センターというのは、市町で設置する特別な包括のセンターでございますので、この適用はあくまでも、この湖岳さんとか、民間で立ち上げられている居宅介護支援事業所が設定するものでございます。

委員長

ほかに質疑はございませんか。

よろしいですか。

質疑がないようでしたら、これで、議案第45号についての質疑を終わります。

次に、議案第46号 美浜町指定地域密着型サービスの事業の人

員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本議案について質疑はございませんか。

副委員長。

副委員長　すみません。（４）の委員会を作りますということなんですけど、この委員会の構成メンバーを教えてください。

委員長　健康福祉課長。

健康福祉課長　こちらのほうは事業所で設置していただくものでございますので、事業所の中に委員会を設けていただきます。

委員長　副委員長。

副委員長　もう事業所任せで、そのメンバーは決まるということで解釈すればいいですか。すみません。

委員長　健康福祉課長。

健康福祉課長　事業所のほうで決めていただくということになります。

委員長　副委員長。

副委員長　委員会を作るという目的が、その職員の負担軽減というのも、一個目的であるんですけど、逆に、その委員会を作ることによって、逆に、その負担が増えるというようなことが、ちょっと想定されるんですけど、そこら辺については、どう思われていますか。

委員長　健康福祉課長。

健康福祉課長　委員会自体は、時間を取られるかもしれませんが、それによって、職員の負担、シフトの考え方とか、もう一回しっかり見直していただいて、個別の負担は軽減されるようにということで、この委員会を設置するようにと、国のほうは指針を定めていますので、これから、恐らく、こういう形で進めていただいて、それを実施して、また見直していただくということで、だんだんだんだん職員の負担は軽減されるのではないかなとは思っております。

委員長　副委員長。

副委員長　この委員会の中には、行政が参加するというか、そういうふうな予定というのはあるのか、ないのか。教えてください。

委員長　健康福祉課長。

健康福祉課長　今のところございません。

委員長　ほかに質疑はございませんか。

	高橋委員。
高橋委員	地域密着型サービスということで、一番後ろの参考というところに、美浜町にはこういう事業所がございますと。これは、ここに書いてある事業所が全てこの規定の対象になるという理解でいいんですね。
委員長	健康福祉課長。
健康福祉課長	そうです。事業所、規定されるものは全て該当されるということでございます。
委員長	高橋委員。
高橋委員	ということは、これらの事業所では、今後、身体的拘束等の適正化のための委員会を設置するんですと。今あるのかどうかということもよく分かっておられないということでしょうかね。必ず委員会を作ってくださいよということを指導していくと、そういう計画だというふうに理解したらいいですか。
委員長	健康福祉課長。
健康福祉課長	今おっしゃっているのは、身体的拘束のところでございますかね。身体的拘束のところに関しては、記録の義務づけとか、その辺が追加になったというところでございますので。
	多機能系サービスについては、適正化のための委員会を設置するということで、多機能系といいますと、吉右エ門さんとか、弥右エ門さんが対象になるということでございます。
委員長	高橋委員。
高橋委員	そうすると、今、言われた吉右エ門さんとか、弥右エ門さんは、今まで委員会があったんですか、なかったんですか。今後はなければ作りなさいよというふうに指導していくんですか。
委員長	健康福祉課長。
健康福祉課長	おっしゃるとおりでございます。
委員長	高橋委員。
高橋委員	今まではなかったということで、いいんですか。
委員長	健康福祉課長。
健康福祉課長	今まではなかったということでございます。
委員長	ほかに質疑はありませんか。
	副委員長。

副委員長	すみません。さっきのその委員会のところなんですけども、委員会は設置は義務づけ分かったんですけど、これ例えば、毎月最低1回はやりなさいよとか、そういう回数に何か、そこに決まりってあるか、教えてください。
委員長	健康福祉課長。
健康福祉課長	現在、回数の指定はございません。
委員長	ほかにありませんか。
	よろしいですかね。
	質疑がないようでしたら、これで、議案第46号についての質疑を終わります。
	次に、議案第47号 美浜町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。
	本議案について質疑はございませんか。
	辻井委員。
辻井委員	ちょっと条例等の関わりは、ちょっとないんですけども、地域密着型という形で、美浜町には青池学園ございます。ここは、やはり介護の専門、福祉の専門の専門学校となっております。ここの生徒さんとの関わりとかいうのかな。その連携というのものもあるのか。
	また、卒業生が美浜町に就職されているか。または、その支援関係で携わっているか。もし分かれば、教えてください。
委員長	辻委員、すみません。議案と直接関係ないことは、協議の対象外ですので、もし関連してたら答えていただきたいんですけど、今の関係ないと思うんですけど、
辻井委員	今の議長のおっしゃるとおり、この質問については取り消します。
委員長	ほかにございませんか。
	副委員長。
副委員長	2ページ目の(6)の新興感染症のところなんですけど、この第二種協定指定医療機関というのが、どこにあるか。教えてください。
委員長	健康福祉課長。
健康福祉課長	こちらのほうどこにあるかといいますと、こちらのは、県のほうが指定している病院でございまして、ちょっとホームページ確

認しなければ、どの病院が指定されているかは、ちょっと今、確認は取れていないんですけれども、第二種協定指定医療機関というのは、協定を締結した医療機関のうちに、第二種というのが、発熱外来の実施または自宅療養者等への医療の提供を行う医療機関ということで定めがありまして、その医療機関が県のほうに届出をして、指定を受ければ、この第二種指定医療機関になるということで定めがございます。

委員長

副委員長。

副委員長

ちょっと具体的に教えてほしいんで、また、よろしくお願いします。

委員長

健康福祉課では、病院はどこかというふうに聞いとるんですけど、調べるまで時間を取りましようかね。

暫時休憩いたしますので、よろしくお願いします。

(休憩宣言 午前10:28)

(再開宣言 午前10:30)

委員長

再開いたします。

健康福祉課長。

健康福祉課長

町内でいきますと、東部診療所のみでございます。近隣市町でいきますと、敦賀市ですと、泉ヶ丘とか、市立病院、あんどろ小児科、あと、宇野耳鼻科等々、多数の医院が第二種として指定をされております。

委員長

副委員長。

副委員長

すみません。僕、どこか一つって決まっと思うとったんですけど、そういうわけではなくて、その指定されるところであれば、どこと相談してもいいということで、理解すればよろしいですか。

委員長

健康福祉課長。

健康福祉課長

事業所と医療機関と連携の体制を取りますので、事業所によっては、その病院を指定することになると、なることになります。

委員長

副委員長。

副委員長

どこかと指定して連携取ることなんですけど、まだ今現在では、どことそこら辺連携取るかというのが決まっていないということで、よろしいですか。

委 員 長	健康福祉課長。
健康福祉課長	こちらの連携、医療機関との連携、新興感染症の取決めをと うのは、努めるということで、まだ現状としてはないというこ とでございます。
委 員 長	ほかに質疑はございませんか。 高橋委員。
高橋委員	これは、質問というわけじゃないんですけど、これから、介護な り、介護予防というのは、非常に大事な政策だと思いますし、基本 的には、これは国のほうで基準が変わったり、法律が変わったから 条例を直すんだと、そういうことになると思うんですけど、こうい うふうに改正をしたということであれば、その改正内容を対象とな る事業者に対して、こう変わったんだよということで、きちんとフ ォローアップをして、指導していくという責任が、行政にはあると 思うんで、細部については、よく把握していただいて、これはこう いうふうに進めていきますというところを、これから詰めていただ きたいという要望をしておきます。
委 員 長	ほかに質疑はございませんか。 (なしの声あり)
委 員 長	質疑がないようでしたら、これで、議案第４７号についての質疑 を終わります。 次に、議案第４８号 美浜町産業団地事業特別会計減債基金条例 を廃止する条例の制定についてを議題といたします。 本議案について質疑はございませんか。 (なしの声あり)
委 員 長	質疑がないようでしたら、これで、議案第４８号についての質疑 を終わります。 以上をもって、付託されました議案の質疑を終了いたします。 各委員会、全員協議会の採決の前に、議員間討議の場を設けるこ とができると決定しております。 本委員会に付託された５件の事件に関し、討論はございませんか。 (なしの声あり)
委 員 長	ないようでしたら、ただいまから、採決に入ります。 議案第４４号 美浜町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営

に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本議案について、原案のとおり承認することに、賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成であります。

よって、議案第４４号は、全員賛成をもって承認することに決しました。

議案第４５号 美浜町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、原案のとおり承認することに、賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成であります。

よって、議案第４５号は、全員賛成をもって承認することに決しました。

議案第４６号 美浜町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、原案のとおり承認することに、賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成であります。

よって、議案第４６号は、全員賛成をもって承認することに決しました。

議案第４７号 美浜町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、原案のとおり承認することに、賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成であります。

よって、議案第４７号は、全員賛成をもって承認することに決しました。

議案第４８号 美浜町産業団地事業特別会計減債基金条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、原案のとおり承認することに、賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成であります。

よって、議案第４８号は、全員賛成をもって承認することに決しました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました議案５件の審査は終わりました。

この後、所管事務調査の協議がありますので、理事者の方については、これで退席していただいて結構です。ありがとうございました。

（閉会宣言 午前１０：３７）

産業厚生常任委員会の経過（質疑応答部分のみ）を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

産業厚生常任委員長 河本 猛